

弟子屈町役場からお知らせいたします

3月9日の大雨災害により被害を受けられた皆様へ

平成30年3月9～10日にかけて発生した大雨により被害にあわれた方に、心からお見舞い申し上げます。

住宅・店舗などに大きな被害を受けた方、大きなケガをされた方は、役場へご相談ください!!

罹災(りさい)証明の発行

保険金や災害見舞金などの請求に必要な罹災証明書を発行します。

【申請に必要なもの】

- ① 印鑑 ② 被害状況の分かる写真（提出可能な場合）③ 手数料：1通・450円
※町外に住民登録がある方は、それを確認できる書類（免許証等）

《お問い合わせ・窓口》 総務課 防災情報係 TEL482-2912

災害見舞金の支給

住宅などに被害を受けた世帯、負傷された方に見舞金を支給します。

【対象】

- ・住宅等の被害（床上浸水）を受けた世帯（※住宅等には店舗などを含みます）。また、建物の居住者と所有者が異なる場合は、所有者に対しても支給します。
- ・大きな負傷（10日以上入院治療）を受けた方。

【支給対象とならない場合】

- ・弟子屈町に住民登録のない居住者の世帯
- ・固定資産税が課税されていない建物

※このほか条例等の要件を欠くと、対象とならない場合がありますので、詳細はご相談ください。

【申請受付期間】 平成30年4月20日（金）まで

《お問い合わせ・窓口》 総務課 総務係 TEL482-2912

災害ごみ処理手数料の減免

大雨などの被害で被災された方の廃棄物について、美留和一般廃棄物処理場にて無料で受け入れます。

【受け入れ内容とお願い】

- ・持ち込む際は、被災した旨、住所・氏名を申し出てください。
- ・できるだけ燃えるものとその他に分けてください。
- ・種類別での計量にご協力願います。
- ・持ち込みできない方は、収集に伺いますので、ご連絡ください。
- ・タイヤ・消火器・灯油などの危険性、有毒性のあるものは、受入れできませんので、それぞれ販売店や専門業者へ依頼してください。
- ・浸水に起因しないごみは免除の対象となりません。

《お問い合わせ・窓口》 環境生活課 環境係 TEL482-2934

裏面に続きます

上下水道料金の減免

床上・床下浸水等の被害にあわれた方を対象に、その家屋の清掃もしくは一時、間借された借家等の平常使用量を超えた部分につき、上下水道料金を減免します。

【減免の認定】

申請に基づき、被災された世帯を個別に調査し減免額等を認定します。

《お問い合わせ・窓口》 水道課 管理係 TEL482-2942

固定資産税の減免

床上浸水となった住宅の所有者の方は、減免の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

《お問い合わせ・窓口》 税務課 課税係 TEL482-2914

所得税・住民税の雑損控除

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に、確定申告を行うことで所得税・住民税の控除を受けられる場合がありますので、災害に関して支出した領収書や保険等により補填された金額などがわかる書類は、念のため保管しておいてください。

《所得税のお問い合わせ》 釧路税務署 TEL0154-31-5100

《住民税のお問い合わせ》 税務課 課税係 TEL482-2914

後期高齢者医療保険料の減免

【対象者】 次の項目を全て満たす方

- ① 後期高齢者医療被保険者または世帯主の所有する住宅が
床上浸水した場合

※床下浸水は対象外です

- ② 後期高齢者医療被保険者及び世帯主の平成 28 年中の合計所得が 1,000 万円以下

【減免期間】 平成 30 年 3 月～平成 31 年 2 月 保険料

【提出書類】 減免申請書、罹災証明書の写し

《お問い合わせ・窓口》 健康推進課健康保険係 TEL482-2935

(※4 月以降～健康こども課保険年金係)

後期高齢者医療一部負担金の減免

【対象者】 次の項目の①かつ②～④のいずれか1つを満たす方

- ① 後期高齢者医療被保険者または世帯主の所有する住宅が床上浸水した場合
② 世帯主が住民税減免
③ 世帯主が住民税非課税
④ 世帯収入の合計額が生活保護基準以下であり、かつ、世帯の貯蓄金の合計額が生活保護基準額の 3 か月分に相当する額以下

【減免期間】 申請月から連続して3ヵ月以内

【提出書類】 減免申請書、罹災証明書の写し ※④の場合は収入などがわかるもの

《お問い合わせ・窓口》 健康推進課健康保険係 TEL482-2935

(※4 月以降～健康こども課保険年金係)